

平成29年8月2日  
株式会社七十七銀行

## 次世代育成支援対策推進法にもとづく「基準適合一般事業主」の特例認定（プラチナくるみん認定）取得について

株式会社七十七銀行（頭取 氏家 照彦）は、宮城労働局より、次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）にもとづく「基準適合一般事業主」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当行はこれまで、次世代法にもとづく「基準適合一般事業主」として認定（くるみん認定）を受けておりましたが、今回の認定は、既にくるみん認定を受けている企業のうち、次世代法にもとづき策定した「一般事業主行動計画（第3回）」の諸目標を達成したうえ、男性の育児休業取得者が13%以上である等、従業員の子育て支援に関して、さらに高い基準を満たしている企業として認定されたもので、宮城県内では2社目の認定となります。

当行では、今後とも行員等がその能力を十分に発揮できるよう、仕事と子育てをより両立しやすい環境の整備に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 認定日

平成29年6月29日（木）（認定通知書受理日：平成29年7月26日（水））

#### 2. 「一般事業主行動計画（第3回）」の諸目標の内容

- (1) 育児休業等育児に関する諸制度の内容を充実させるとともに、その内容について行員等への周知・啓発を行うことで、仕事と子育てをより両立しやすい環境を整備していく。
- (2) 働き方の見直しにより総労働時間を短縮し、仕事と家庭生活の調和を推進していく観点から、「ワークライフバランス推進運動」を実施していく。
- (3) 年次有給休暇取得促進のため、連続休暇等制度休暇を実施していく。
- (4) 女性行員等の能力開発やキャリアアップ支援に向けた取組みを実施していく。

#### 【認定マーク】



#### 3. 仕事と子育ての両立支援に向けた主な取組状況

性別にかかわらず家庭参画意識を醸成する観点から、男性行員に対して育児休業の取得を促進し、平成26年度より3年連続で男性行員の育児休業取得率が100%となっております。また、女性行員が仕事と家庭生活を両立できるよう、両立支援制度等の内容を行内報や座談会で周知・啓発しているほか、キャリア形成のためのセミナーを年間を通して計画的に開催しております。

以上